

泉区連合自治会町内会長会 9月定例会

開催日時 令和6年9月19日(木)
14:00～

1 市連会9月定例会報告事項

- (1) 特別市の実現に向けた機運醸成の取組について
【政策経営局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(4)で説明〕
- (2) 災害用備蓄食料の更新に伴う無償配布について
【総務局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(3)で説明〕
- (3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請について
【市民局】・・・・・・・・〔その他(11)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 「在宅要介護者訪問歯科健診」のチラシ掲示について (担当：泉区歯科医師会泉区在宅歯科医療連携室・歯科訪問診療相談室 ・説明：泉区高齢・障害支援課)	掲出依頼 資料1★
<広報よこはま掲載：なし>	

「在宅要介護者訪問歯科健診」のチラシについて、単位自治会町内会掲示板への掲示をお願いいたします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(2) 令和6年度共同募金運動の実施について (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	協力依頼 資料2●
<広報よこはま掲載：なし>	

令和6年度 共同募金運動の実施にあたり、自治会町内会へ協力を依頼します。
(連合自治会ごとの目標額は戸別に席上配布します)

◆依頼事項

自治会町内会長への協力依頼です。(※議案提出団体から直接送付します)

(3) 災害用備蓄食料の更新に伴う無償配布について (担当：総務局地域防災課・説明：泉区総務課)	情報提供 資料3★
<広報よこはま掲載：なし>	

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りしますので、お知らせします。

- 【お配りする備蓄食料】保存パン、水缶詰、おかゆ、クラッカー、スープ
 【対象】横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）
 ※ 民間企業及び個人（世帯としての申し込みを含む。）は対象外
 【申込期間】令和6年9月25日(水) から令和6年10月15日(火)
 【申込方法】横浜市電子申請・届出サービス

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

(4) 特別市の実現に向けた機運醸成の取組について (担当：政策経営局制度企画課・説明：泉区区政推進課)	情報提供
	資料4★ ＜広報よこはま掲載：あり（11月号）＞

新たな大都市制度「特別市」の実現に向けた機運醸成の取組として、特別市シンポジウムを開催します。自治会町内会の皆様にもご案内させていただきますので、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

【開催概要】※詳細は別紙参照

日時：令和6年11月23日（土） 14時00分～16時00分
 会場：港南区民文化センター ひまわりの郷（港南区上大岡西1-6-1）
 申込方法：電子申請システム及びFAX（663-6561）
 申込期限：11月21日（木）

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

(5) おまつりでの食中毒予防講習会について (担当・説明：泉区生活衛生課)	情報提供
	資料5★ ＜広報よこはま掲載：あり（9月号）＞

地域イベントでの食中毒予防を目的とした講習会を、事前申込制で10月31日に区役所にて開催します。6月の講習会に参加していない場合はぜひ御参加ください。
 今回の講習会では、冬場に多いノロウイルス対策や港南区で発生した大規模食中毒の原因である黄色ブドウ球菌についても丁寧に食中毒予防のポイントを御説明します。

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

(6) 令和6年度 第13回泉区民ふれあいまつりポスターの掲出について (担当・説明：泉区地域振興課)	掲出依頼
	資料6★ ＜広報よこはま掲載：あり（10月号）＞

令和6年11月3日に開催予定の「第13回泉区民ふれあいまつり」について、開催周知用ポスターの自治会・町内会掲示板への掲出をお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(7) 泉土木管内工事について (担当・説明：泉土木事務所)	情報提供 資料7
-----------------------------------	-------------

(8) 泉区の治安情勢等について (担当・説明：泉警察署)	情報提供 資料8
----------------------------------	-------------

(9) 火災・救急状況について (担当・説明：泉消防署)	情報提供 資料9
---------------------------------	-------------

3 その他

(10) 「横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定」改定素案の 説明会開催等について (担当：都市整備局企画課・説明：泉区区政推進課)	周知依頼 資料10
--	--------------

＜広報よこはま掲載：あり（10月号）＞

本市では、都市づくりの方針である「横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）」について、現行プランが令和7年に目標年次を迎えることから、現在、令和7年度の改定を目指して検討を進めています。

このたび、改定素案を作成しましたので、説明会等を実施します。

(11) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請について (担当：市民局地域活動推進課・説明：泉区地域振興課)	情報提供 資料11★
--	---------------

＜広報よこはま掲載：なし＞

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、申請期限が10月31日（木）となっています。2回目の申請も可能ですので、補助金の活用について、引き続きご検討をお願いいたします。

なお、すでに補助金を活用して設備導入した自治会で、「脱炭素」の取組の大切さや断熱窓のメリット等を紹介する「脱炭素普及セミナー」を実施しました。別紙共有資料を作成しましたので、導入検討の参考にご覧ください。

10月定例会 日時：令和6年10月18日（金）午後2時30分から

会場：4ABC会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

(案)

令和6年9月19日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和6年度 9月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

9月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、9月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いたします。

【送付物一覧】

	送付物	部数
1	災害用備蓄食料の更新に伴う無償配布について 区連会議題 3 【総務局地域防災課】	1部
2	特別市の実現に向けた機運醸成の取組について 区連会議題 4 【政策経営局制度企画課】	1部
3	おまつりでの食中毒予防講習会について 区連会議題 5 【泉区生活衛生課】	1部
4	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請について 区連会議題 11 【市民局地域活動推進課】	1部
5	「在宅要介護者訪問歯科健診」のチラシ掲示について 区連会議題 1 【泉区歯科医師会泉区在宅歯科医療連携室・歯科訪問診療相談室】	掲出部数
6	令和6年度 第13回泉区民ふれあいまつりポスターの掲出について 区連会議題 6 【泉区地域振興課】	掲出部数

事務局 泉区役所地域振興課 担当：三浦 TEL 800-2391

自治会町内会 会長様 各位

「訪問歯科健診案内」 ご掲示お願い

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、横浜市歯科健診事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年9月1日～令和7年1月31日の期間に、横浜市委託事業として在宅要介護者を対象とした『訪問歯科健診』を実施することとなりました。平成29年から継続して実施され、今回7回目の事業となります。横浜市内の対象者480名様限定となっております。「訪問歯科健診案内」のご掲示ご協力お願い致します。また該当される対象者様がいらっしゃいましたら、ご周知のほどお願い申し上げます。

<目的>

横浜市では、在宅で療養している要介護者の『低栄養、重症化予防・口腔機能改善とその効果検証』を行っております。要介護状態の在宅高齢者にとって、歯科治療が必要にも関わらず通院できず、不適合な入れ歯や歯周病を放置した結果、咀嚼・嚥下障害を起し、低栄養状態からの転倒・骨折や誤嚥性肺炎の発症リスクが高まります。これらを防ぐ為に、継続的な歯科治療や歯科衛生士による専門的口腔ケアが重要であると考えます。この健診事業は、歯科疾患の早期発見・早期治療に結び付ける要介護状態の在宅高齢者の方へ、とても有意義な健診事業であると考え実施しております。

<対象者>

下記の①及び②に該当される方

- ① 市内在住で、歯科健診に行くことが出来ない 在宅の75歳以上・要介護3以上の方
※要支援1・2 要介護1・2の方は、内科等医科の定期的な訪問診療を受けている場合、本事業の対象となります
- ② 健診を受けるにあたり、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・管理を受けてない方

<期間>

令和6年9月1日～令和7年1月31日 (5ヶ月間)

<自己負担>


無料

尚、掲示物を同封しております。町会掲示板へのご掲示のご協力をお願い申し上げます。

令和6年9月吉日

泉区歯科医師会

泉区在宅歯科医療連携室・歯科訪問診療相談室

お問い合わせ先： 0120-740-648

FAX：0120-740-647

無料

～健康は健口(けんこう)から～

先着480名限定

訪問歯科健診

この事業は、横浜市の令和6年度在宅要介護者訪問歯科健診事業により実施します。

《事業実施期間》

令和6年9月1日～令和7年1月31日

加齢に伴う口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など高齢者のADL（日常生活動作）に大きく影響します。

そこで、通院が困難な在宅高齢者を対象に、訪問歯科健診を行うことにより、早期対応及び口腔機能の改善を図ります。

◆実施内容

◇対象者：・市内在住で歯科健診に行くことができない75歳以上（神奈川県後期高齢者医療制度対象者）で**要介護3以上※**の方

※ **要支援1・2、要介護1・2**の方は、内科等の定期的な訪問診療を受けている場合に**本事業の対象となります。**

・現在、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・管理を受けていない方

◇内容：無料で、歯科医師によるむし歯、歯周病のチェック、お口の機能のチェック、歯科衛生士による歯みがきアドバイス等を行います。

*むし歯等の問題が見つかった場合で、診療、治療につながった場合は、保険診療となります。

◇自己負担：**無料**

◇申込方法：下記問合せ先までお電話・申込書(裏面)に必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込み下さい。

「訪問歯科健診」に関する問合せ・申込は泉区歯科医師会
泉区在宅歯科医療連携室 歯科訪問診療相談室

電話☎：0120-740-648 FAX：0120-740-647



- 在宅要介護者訪問歯科健診事業 -
横浜市・(一社)横浜市歯科医師会



在宅要介護者訪問歯科健診連絡表

※お電話だけでもお申し込みいただけます。

【申込日】令和 年 月 日

申込者氏名			
患者さんとの関係	<input type="checkbox"/> 家族() <input type="checkbox"/> 担当ケアマネージャー <input type="checkbox"/> その他()		
電話番号		FAX番号	

利用者(患者さん)氏名	ふりがな	男・女	
生年月日	年 月 日	満	歳
住 所	〒 横浜市 泉 区		
電話番号		※本会より連絡する場合の電話番号	
介護認定	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 医科の訪問診療介入有無 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5		
・生活保護	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・医療保険	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
・障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
・かかりつけ歯科医	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・かかりつけ主治医	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
医院・医師名	電話番号	医院・医師名	電話番号
患者さんの状態(環境)			
<input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 寝たり起きたり <input type="checkbox"/> 自力で移動できる <input type="checkbox"/> 移動に介助が必要			
訪問健診希望曜日		駐車スペース	
	月 火 水 木 金 土 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
午前			
午後			

お申し込み後、本会歯科医院よりご連絡をさせていただきます。

お申込FAX番号:0120-740-647

泉区歯科医師会 泉区在宅歯科医療連携室

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 6 年 9 月 1 9 日
共同募金会横浜市泉区支会

各地区連合自治会町内会長 様

共同募金会横浜市泉区支会
支会長 上 原 敏 博

令和6年度共同募金運動の実施について（ご依頼）

平素より共同募金運動につきましては多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も10月1日から赤い羽根共同募金運動がスタートいたしますので、ご協力をお願い申し上げます。

各自治会町内会長様には、別途、募金活動の実施についてご依頼し、目標額（目安額）についてもお示しいたしますので併せてよろしくお願ひいたします。

なお、目標額（目安額）を設定していますが、募金は、あくまでも寄付していただく方の任意となりますので、金額の指定を行わないようよろしくお願ひいたします。

なお、連合単位ごとに事務手数料として共同募金交付金10,000円と、併せて該当地区には先に配布いただいた「共募だより」配布手数料を、各連合自治会町内会で指定された口座にお振込みいたします。詳細については、改めてお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

【事務局】

共同募金会横浜市泉区支会 佐藤、土居
（横浜市泉区社会福祉協議会内）

〒245-0023 泉区和泉中央南5-4-13

T E L : 802-2150 F A X : 804-6042

令和6年度泉区共同募金目標額(目安額)

連 合 名	※世帯数	一 般 募 金		年末たすけあい 目標額20円 (C)	合計315円 (A+B+C)
		広域目標額 160円(A)	地域目標額 135円(B)		
中 川	5,523世帯	883,680円	745,605円	110,460円	1,739,745円
緑 園	4,616世帯	738,560円	623,160円	92,320円	1,454,040円
新 橋	2,522世帯	403,520円	340,470円	50,440円	794,430円
和泉北部	2,668世帯	426,880円	360,180円	53,360円	840,420円
和泉中央	6,300世帯	1,008,000円	850,500円	126,000円	1,984,500円
下和泉	1,986世帯	317,760円	268,110円	39,720円	625,590円
富士見が丘	2,753世帯	440,480円	371,655円	55,060円	867,195円
上飯田	3,404世帯	544,640円	459,540円	68,080円	1,072,260円
上飯田団地	1,126世帯	180,160円	152,010円	22,520円	354,690円
いちょう団地	1,806世帯	288,960円	243,810円	36,120円	568,890円
中 田	10,025世帯	1,604,000円	1,353,375円	200,500円	3,157,875円
しらゆり	1,690世帯	270,400円	228,150円	33,800円	532,350円
連合合計	44,419世帯	7,107,040円	5,996,565円	888,380円	13,991,985円
連合未加入	1,768世帯	282,880円	238,680円	35,360円	556,920円
そ の 他 の 募 金		130,080円	3,264,755円	76,260円	3,471,095円
合 計		7,520,000円	9,500,000円	1,000,000円	18,020,000円

※共同募金は、社会福祉法の規程により、あらかじめ募金目標額と配分計画を定めて寄付金募集を行う「計画募金」です。

※ここにお示した金額は、令和6年1月25日現在の世帯数を基本として積算していますが、各自治会町内会で把握されている世帯数にもとづきご協力をお願いします。

No.1

様

共同募金会横浜市泉区支会
支会長 上原 敏博

令和6年度 共同募金の実施について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より共同募金運動につきましてはご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も来る10月1日から全国的に共同募金運動が展開されます。

お寄せいただきました募金は、地域の福祉団体への配分や地域福祉推進のための貴重な財源としてご活用させていただきます。お忙しいなか大変恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【募金の入金方法】

銀行から振り込まれる場合は硬貨入金手数料が必要となることが増えています。ご納入にあたっては、郵便局で払込いただくか事務局へお持ちいただけると幸いです。

○郵便局をご利用の場合

別添の払込取扱票で窓口を利用されると手数料が免除となります（ATMご利用の場合は手数料がかかります）。郵便局での払込の留意点などを別紙にてご案内しております。領収書が必要な場合は事務局までご連絡ください。

○事務局へお持ちいただく場合

泉区社会福祉協議会（相鉄ライフいずみ中央：M3階）窓口にお持ちください。受付時間は平日の9:00～17:00となります。土日・祝日はお預かりできませんのでご了承ください。また釣銭が生じないように、ご注意願います。

【その他】

募金の一部は「年末たすけあい配分金」として年内の配分を予定しています。ご無理のない範囲で、令和6年12月26日（木）までにご入金をお願いいたします。

【貴自治会・町内会共同募金目安額】

戸別募金につきましては本年2月の泉区連合自治会町内会長会で、1世帯あたり315円を目安とすることをご了承いただいておりますが、あくまでも「目安」ですので、金額にこだわらずに募金いただきますようお願いいたします。

対象世帯数	合計315円 (A+B+C)	広域(県域) 目安額 160円 (A)	地域(区域) 目安額 135円 (B)	年末たすけあい 目安額20円(C)
169世帯	53,235円	27,040円	22,815円	3,380円

※共同募金は、社会福祉法の規定により、あらかじめ募金目標額と配分計画を定めて寄付金募集を行う「計画募金」です。募金の目安となる世帯数については、令和6年1月25日現在の世帯数を参考に算出しています。

【事務局】神奈川県共同募金会泉区支会 佐藤、土居
〒245-0023 泉区和泉中央南5-4-13
TEL: 802-2150 FAX: 804-6042

令和6年度 共同募金資材送付内訳書

No.1

自治会 様

種 類	送 付	取 扱 説 明
赤い羽根共同募金運動 実施に際しての注意点 (自治会町内会長用)	1 部	戸別募金を行っていただく際の注意点を記載しておりますのでご一読ください。
赤い羽根共同募金運動 実施に際しての注意点 (班長用)	8 部	班長用に戸別募金を行っていただく際の注意点を記載しておりますのでご一読ください。
三つ折リーフレット (あかいはね)	8 部	募金の趣旨・用途などについて書かれています。班長が各世帯へ募金を依頼する際の参考としてご使用ください。
委嘱状 (班長用)	8 部	班長が各世帯へ募金を依頼する際、神奈川県共同募金会より募金活動を委嘱された証としてご提示ください。
領収書 (1冊50枚)	4 冊	会長より各班長へ、世帯数分お預けいただき、班長が募金された世帯に発行する領収書です。泉区では「年末たすけあい」の寄附金も含め、1世帯あたり315円を目安として募金しています。
募金封筒	8 部	各世帯からの募金の収納用にご使用ください。
ポスター (A4)	2 枚	自治会・町内会の掲示板に掲示をお願いいたします。
令和6年度 共同募金実施要領	1 部	共同募金の趣旨、配分計画、募金方法など共同募金の基本的事項を明らかにしたものです。
郵便局での 払い込みにあたり	1 枚	募金を郵便局で払い込む際の留意事項について記載しておりますのでご一読ください。
払込取扱票	1 枚	郵便局で払い込まれる際にご使用ください。

【連絡先】 共同募金会横浜市泉区支会事務局
 (泉区社会福祉協議会) 佐藤、土居
 〒245-0023 泉区和泉中央南 5-4-13
 tel. 045-802-2150 fax. 045-804-6042



赤い羽根共同募金運動実施に際し ご注意いただきたい点について



自治会町内会長ならびに各班長の皆さまには、例年、共同募金運動に多大なご協力をいただき、深くお礼申し上げます。皆さまのご協力のおかげで毎年たくさんのご寄付が寄せられ、区内および県内の社会福祉事業や、震災・水害等の災害被災地支援等に活用されています。

お忙しいなか大変恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき赤い羽根共同募金運動にご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 募金目標額

共同募金は、計画に基づき配分するため、あらかじめ募金の目安額を設定しています。今年度の目安額は、泉区連合自治会町内会長会のご承認をいただき、以下のとおり設定しています。

自治会町内会加入世帯一世帯あたり	目安額 3 1 5 円 ※あくまでも目安額であり、実際の寄付金額の多寡は問いません
自治会町内会世帯数の考え方	自治会町内会加入世帯数 ※広報配布世帯数ではありません

※募金は任意です。お示ししている金額はあくまでも目安額ですので、決してノルマではありません。戸別世帯への募集に際しては、ご寄付をいただく方に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願いいたします。

2 募金活動実施に際してご注意いただきたい点

戸別訪問により募金活動を行う自治会町内会は、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

①「ボランティア委嘱状」を携帯してください。

委嘱状は、募金ボランティアとして神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明としてご活用いただけますので、戸別訪問の際はご携帯くださいますようお願いいたします。

なお、氏名欄についてはお手数ですが各自治会町内会でご記入をお願いいたします。

②領収書を発行してください。

ご寄付いただいた方にはお手数ですが領収書をお渡しく下さい。なお、寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。

③寄付金額の指定は行わないでください。

一世帯あたりの目安額をお示ししておりますが、**募金はいくらでも寄付者の任意ですので、金額の指定を行うことは避けてください。**もし「いくらくらいが良いか?」と寄付者から尋ねられた場合は、目安額をお伝えください。

3 募金納入方法

募金が集まりましたら、自治会町内会ごとに募金をお取りまとめいただき、以下のいずれかの方法でご納入いただきますよう、お願い申し上げます。

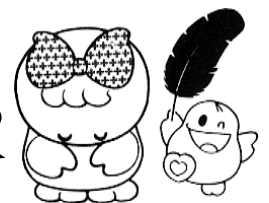
郵便局からの振り込み	口座記号No. : 00280-5-110724 加入者名 : 社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市泉区支会 同封の振込取扱票で 郵便局の窓口 にてお振込みください。 ※ATMをご利用される場合は手数料がかかりますので ご注意ください。
事務局窓口に持ち込み 月曜日～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00	泉区和泉中央南5-4-13 相鉄ライフいずみ中央M3階 共同募金会泉区支会 Tel 802-2150 ※左記の時間以外にご持参いただく場合は、あらかじめご連絡ください。時間外にご連絡なくお持ちいただいた場合、常勤職員の不在により受入れが出来ない場合がございます。 また 釣銭が生じないように、ご注意願います。

4 募金納入期間

令和6年10月1日(火)～令和6年12月26日(木)

※上記の期間を過ぎる場合は、事務局までご一報いただけると幸いです。

今年も皆さまのご協力をよろしくお願いいたします



～お問い合わせ～

社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市泉区支会

(事務局 泉区社会福祉協議会内)

電話 : 802-2150 FAX : 804-6042



赤い羽根共同募金運動実施に際し ご注意いただきたい点について



自治会町内会長ならびに各班長の皆さまには、例年、共同募金運動に多大なご協力をいただき、深くお礼申し上げます。皆さまのご協力のおかげで毎年たくさんのご寄付が寄せられ、区内および県内の社会福祉事業や、震災・水害等の災害被災地支援等に活用されています。

お忙しいなか大変恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき赤い羽根共同募金運動にご協力いただきますようお願い申し上げます。

①「ボランティア委嘱状」を携帯してください。

委嘱状は、募金ボランティアとして神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明としてご活用いただけますので、戸別訪問する際はご携帯くださいますようお願いいたします。

なお、氏名欄についてはお手数ですが各自治会町内会でご記入をお願いいたします。

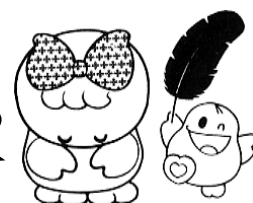
②領収書を発行してください。

ご寄付いただいた方にはお手数ですが領収書をお渡しく下さい。なお、寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。

③寄付金額の指定は行わないでください。

一世帯あたりの目安額をお示ししておりますが、募金はいくらでも寄付者の任意ですので、金額の指定を行うことは避けてください。もし「いくらくらいが良いか？」と寄付者から尋ねられた場合は、目安額をお伝えください。

今年も皆さまのご協力をよろしくお願いいたします



～お問い合わせ～

社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市泉区支会

(事務局 泉区社会福祉協議会内)

電話：802-2150 FAX：804-6042

＜共同募金＞何でも Q & A

Q 1 「赤い羽根共同募金」と「年末たすけあい募金」は、どう違うの？

A 1 共同募金運動には、10月1日から3月31日まで実施される「赤い羽根募金」と12月に実施される「年末たすけあい募金」があります。

赤い羽根募金は、区内および県内の民間福祉施設の施設整備費や福祉団体の活動費として計画的に募金を実施し、翌年度に配分されます。

年末たすけあい募金は、区内で活動する障害福祉団体や地域福祉を支えるボランティア団体の活動を支援しています。泉区では、より計画的に配分を行うために赤い羽根募金と同時に募集して、その一部を年末たすけあい配分金として年度内に区内に配分しています。

Q 2 募金は自発的・任意的なものなのに、どうして「目標額（目安額）」があるの？

A 2 共同募金は「計画募金」として、あらかじめ配分希望団体から「何をするために、どれくらいの財源が必要なのか」を示した申請を受けます。その申請内容を県域・区域で選出された配分委員会が審議し、必要性・緊急性などを考慮して配分計画を立てます。その配分計画から算出されるのが募金の目標額です。

つまり、皆さまからの募金を、必要とされているところへ効率よく配分するために、あらかじめ計画を設定しているのです。

一方で、区民の皆さまに全体の募金目標額のみを示しても、ひとり一人はいくらぐらい寄付すればその目標を達成できるのかがわかりません。そのため、「どれぐらい協力すればいいの？」と聞かれたときの目安として1世帯あたりの金額も示しています。

ただ、目標額はあくまでも「目安」であり、皆さまに割り当てや強制するためのものではありません。募金は任意であり、お気持ちをいただければ幸いです。

Q 3 集められた募金は、どんなことに使われているの？

A 3 皆さまのご協力で集められた募金は、次のように活用されています。

- ① 県域や区域の社会福祉施設や福祉関係団体の備品購入や建物整備、ボランティアグループの活動資金などに活用されます。
- ② 泉区社会福祉協議会の事業費として、区内で活動するボランティアグループ・当事者団体などへの助成金や、障害のある方との交流事業・子育て支援事業などに活用されます。

泉区では令和5年度に、10,839,819円の募金が寄せられ、下記のとおり活用させていただきました。

○泉区内の社会福祉施設・団体へ (社会福祉施設6施設、在宅福祉支援団体4団体)	6,580,000円
○泉区社会福祉協議会の事業へ (ボランティア・障害福祉活動への助成など)	4,435,400円
○年末たすけあい援護資金へ (高齢者・障害福祉団体への支援等)	889,020円

※募金実績との差額の1,064,601円は、県域からの募金が充当されています。



令和6年度 共同募金実施要領

～ つながりをたやさない社会づくり ～

社会福祉法人神奈川県共同募金会

令和2年から続いたパンデミックの状況下は、国内の経済活動はもとより国民の生活に大きな変化がもたらされました。

昨年5月、新型コロナウイルス感染症による人々の行動制限が大幅に緩和されましたが、今なお、外出を控えて地域で孤立されている方々や、コロナ禍での離職等により経済的に困窮されている方々、さらに昨今の物価高騰により日常生活に困難をきたしている方々など、さまざまな角度から社会的な課題が提起されています。

また、近年多発する大規模災害によって被災された方々は、これまで当たり前に行っていた生活環境が脅かされたことで、避難生活を余儀なくされています。

昭和22年“国民たすけあい運動”の一環として開始された共同募金運動は、戦後間もない混乱期の中で支援を必要とする方々への民間福祉活動を財政面で支えるために、募金・配分事業を通じて一定の成果を収めてきました。

ポストコロナ社会への転換期である今だからこそ、共同募金草創期の理念と役割を改めて認識することで、喫緊の社会的な課題にも即応しながら広く地域福祉を推進していくことが求められています。

こととして78回目となる共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに社会的課題に対する“緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災者支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

I 共同募金の役割

1. 総合的な募金運動

共同募金は、地域福祉を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

6. 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

Ⅲ 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第 112 条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和 6 年 10 月 1 日(火)から 3 月 31 日(月)までの 6 カ月間を実施期間とします。

ただし、市区町村を単位として実施する共同募金は、各地域の事情等に配慮して、従前と同様、12 月 31 日までの 3 カ月間を募金期間とすることに差し支えありません。

なお、寄付金は、年間を通じていつでも受け入れることができます。

また、県共同募金会では、1 月から 3 月までの 3 カ月間を強化期間として、県内を拠点とする企業等との協働事業を推進します。

Ⅳ 令和6年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第 119 条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和 6 年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和6年度募金目標額(配分計画額) 12 億円

◆ 赤い羽根募金(一般募金)	8億2,285万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動	3億412万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動	2億350万円
3. 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業	6,670万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業	3,500万円
5. 子ども食堂等を対象としたボランティアな活動支援事業	2,000万円
6. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
7. 国内大規模災害時に緊急に対応する資金	3,600万円
8. ポストコロナ社会における緊急支援事業および災害対応事業	1,000万円
9. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業	328.7万円
10. 県共同募金会が行う事業	8,055.3万円
11. 市区町村支会が行う事業	5,869万円

◆ 年末たすけあい募金 3億7,715万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの季節性高い活動を支援するための資金。

V 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力が得られるように次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者の誤解を招かないように実施します。

1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。

(1) 戸別募金は、基本的にボランティアが各家庭を訪問して、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるよう努めます。

(2) 寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分に配慮して実施します。

(3) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。



- また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。
- (4) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。
 - (5) 寄付金を受け入れた時は、所定の領収書を発行して適正に取り扱います。
 - (6) 高額寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。

2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 街頭募金は、募金期間開始後、当該支会の地域内の主要な地点において、継続的に実施できるようボランティアの参加を広く呼びかけるとともに、通行の妨げにならないよう人員の配置などに留意して計画的に行います。
- (2) 拡声器や音声等再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなど、募金活動時の状況に応じた対応に配慮して実施します。
- (3) 掲示物（ラミネート、パネル等）やチラシボックスを設置するなど、「視覚」による協力の呼びかけも効果的な手段のひとつとして採用します。
- (4) 寄付者に対しては、領収書の代用として“赤い羽根”もしくは“赤い羽根シール”を配付し、共同募金運動の広報・啓発に積極的に努めます。
- (5) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち会って実施します。



3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業が製造・販売する商品等による物品寄付を受け入れて、社会福祉施設の利用者や生活困窮者への現物配分事業を実施します。



4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。



5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) 募金方法は、キャラクターバッジ・クオカード等を活用し、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。



6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事

の際に呼びかける募金です。各チームや地元自治会が示している注意事項等を踏まえたうえで、募金活動を実施します。

(1) 各チームが実施するイベント会場や試合会場で、チームキャラクターのバッジ募金をはじめ、コラボグッズ等による広報活動を展開します。

(2) 各チーム所属の選手が提供したサイン入りグッズを、チャリティーオークションに出展し、落札された金額を寄付金として受け入れます。

(3) 福祉まつりや福祉大会など、当該地域内で開催されるさまざまなイベント事業に参加して、募金・広報活動を展開します。



7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

(1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。

(2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)

(3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。

(4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

VI 配分事業の展開

1. 配分審査

令和6年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和6年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和7年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和6年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で用途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。



VII 寄付金の取り扱い

1. 寄付金の管理

(1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。

(2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。

『郵便局での払い込みにあたり』

郵便局から払い込まれる際は、同封した青い「払込取扱票」を用いて窓口を利用されると手数料免除となります。ATMをご利用されると、手数料が必要となりますのでご注意ください。

また10万円以上の募金を払い込みいただく際に、ご依頼人の欄に団体名を記入されると、団体の会則と払い込みにいらした方の身分証明の提示を求められる場合があります。10万円以上の募金を払い込みいただく際は、ご依頼人の欄には、窓口で払い込みに行かれる方の住所・氏名をご記入いただきますようお願いいたします。

併せて、郵便局へ払い込みに行かれる際には、窓口でいらした方のご本人を確認する証明書（免許証、保険証、パスポートなど）の提示が必要になりますので、ご持参いただきますようお願いいたします。

なお、ご依頼人の欄に個人名を記入することに支障がある場合は、事務局までご連絡ください。そのほか、ご不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。

神奈川県共同募金会横浜市泉区支会事務局
 【泉区社会福祉協議会内（相鉄ライフいずみ中央M3階）】
 ☎（802）-2150 担当：佐藤、土居

払込取扱票記入見本

払込取扱票										振替払込請求書兼受領証				
99	口座記号番号									002805				
002805					110724					110724				
加入者名 社会福祉法人 神奈川県共同募金会横浜市泉区支会					金額 千 百 十 万 千 百 十 円					金額 千 百 十 万 千 百 十 円				
おとこ・おなまえ ※ 自治会町内会名・団体名 (○○町内会)					料金 備考					備考				
ご依頼人・通信欄					金額をご記入 ください					ご依頼人 様				
ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。(承認番号東第62137号) これより下部には何も記入しないでください。					日 附 印					日 附 印				
					郵便局に行かれる方の 連絡先をご記入ください。					この受領証は、大切に保管してください。				

災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

1 概要

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】申込みについてご検討をお願いします。

3 お配りする備蓄食料

(1) 保存パン 20食入り	1,100箱 (22,000食)	程度
(2) 水缶詰 24本入り	3,200箱 (76,800本)	程度
(3) おかゆ 20食入り	800箱 (16,000食)	程度
(4) クラッカー70食入り	300箱 (21,000食)	程度
(5) スープ 45食入り	900箱 (40,500食)	程度

【参考】

・保存パン

- ① 1箱当たりの食数：20食
- ② 賞味期限：2025年1月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約2kg

・水缶詰

- ① 1箱当たりの本数：24本
- ② 賞味期限：2025年7月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：27cm×40cm×13cm／約8kg

・おかゆ

- ① 1箱当たりの食数：20食
- ② 賞味期限：2025年1月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約5kg

・クラッカー

- ① 1箱当たりの食数：70食
- ② 賞味期限：2025年1月または2月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：26cm×50cm×37cm／約7kg

・スープ

- ① 1箱当たりの食数：45食
- ② 賞味期限：2025年7月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：21cm×29cm×24cm／約1kg

4 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申し込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

5 申込方法

(1) 申込期間

令和6年9月25日（水）から令和6年10月15日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL または二次元コードよりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。

6 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）

は、令和6年10月31日（木）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

7 配布日時及び引渡場所

配布日は、令和6年11月20日、21日、22日、25日、26日の5日間です。時間帯としては、各日10:00～11:30、及び14:00～15:30にお配りします。

配布場所として、方面別備蓄庫や各区役所で引き渡しをします。配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

なお、各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

8 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱までとします。
- (2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- (3) 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願いいたします。
- (4) 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- (5) 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- (6) 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申込いただいた各団体様で処分をお願いいたします。
- (7) お申込みいただいた内容は、配布に向けた準備のため各区役所の総務課へ共有します。

担当：総務局地域防災課

避難支援担当 森崎、福田

Tel671-2011

災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

※ 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱まで申込可能です。

① 保存パン 1,100箱 (22,000食) 程度

- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2025年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約2kg



② 水缶詰 3,200箱 (76,800本) 程度

- ・ 1箱当たりの本数：24本
- ・ 賞味期限：2025年7月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
27cm×40cm×13cm／約8kg



③ おかゆ 800箱 (16,000食) 程度

- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2025年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約5kg



④ クラッカー 300箱 (21,000食) 程度

- ・ 1箱当たりの食数：70食
- ・ 賞味期限：2025年1月または2月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
26cm×50cm×37cm／約7kg



⑤ スープ 900箱 (40,500食) 程度

- ・ 1箱当たりの食数：45食
(卵、オニオン、みそ汁 各15食)
- ・ 賞味期限：2025年7月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
21cm×29cm×24cm／約1kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申し込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

※ 個人の方が誤ってお申し込みをされないよう、回覧板では回覧しないようご注意ください。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和6年9月25日（水）～令和6年10月15日（火）

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。下記の【URL】または【二次元コード】よりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0df28285-3ca1-40ec-a9c3-51659bfb768a/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの

「申込番号」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

申請の完了 サンプル

令和6年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）については、**令和6年10月31日（木）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。**

抽選結果の確認には、申込が完了した際に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、以下の【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



4 備蓄食料の配布日時・配布場所

(1) 配布日時

以下の日時に配布を行います。『横浜市電子申請・届出サービス』でのお申込みの際に、次の①～⑩の候補のうち、第3希望までお選びください。

①	令和6年11月20日（水）	10：00～11：30
②	令和6年11月20日（水）	14：00～15：30
③	令和6年11月21日（木）	10：00～11：30
④	令和6年11月21日（木）	14：00～15：30
⑤	令和6年11月22日（金）	10：00～11：30
⑥	令和6年11月22日（金）	14：00～15：30
⑦	令和6年11月25日（月）	10：00～11：30
⑧	令和6年11月25日（月）	14：00～15：30
⑨	令和6年11月26日（火）	10：00～11：30
⑩	令和6年11月26日（火）	14：00～15：30

(2) 配布場所

配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイト[※]に掲載しておりますので、ご確認ください。

※前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

団体の所在地	配布場所	住所
鶴見区 神奈川区	入船方面別備蓄庫	横浜市鶴見区弁天町3-1
西区 中区	西区中央方面別備蓄庫	横浜市西区中央1-18
南区 港南区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区役所	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9
旭区 磯子区 金沢区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
港北区	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
青葉区	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎南32-1
戸塚区	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
泉区	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190

5 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、水缶詰、おかゆ、スープは最大15箱まで、保存パン、クラッカーは最大5箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願いいたします。
- エ 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- オ 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申しいただいた各団体様で処分をお願いします。
- キ お申込みいただいた内容は、配布に向けた準備のため各区役所の総務課へ共有します。

6 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 (電話) 045-671-2011

特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。現在の取組状況と今後の取組について、ご説明させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

シンポジウムにお誘いあわせの上ご参加ください。「特別市」に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

3 特別市に関する地域説明会

地域活動にご尽力いただいている市民の皆様などを対象とした特別市の地域説明会を8月に泉区で開催しました。区連会の皆様のご協力もいただきながら、今後、各区で順次開催させていただく予定です。

<内 容>

- 「横浜市が目指す特別市とは」（説明者：山中 竹春 横浜市長）
- 意見交換・その他

<泉区の地域説明会の様子（8月28日開催 参加人数 約120人）>



4 県内三政令市で連携した取組状況

県内三政令市の市長・議長・副議長がともに足並みを揃えて連携している姿をアピールし、神奈川から特別市の法制化に向けた機運醸成を図るため、昨年度に続き2回目となる「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を、9月5日に開催しました。



懇談会では、特別市に関する3市の取組状況の共有や意見交換を行い、3市の市長・議長・副議長連名で、「特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の連携した取組推進に関する共同メッセージ」（別添）を発信しました。

5 特別市シンポジウムの開催概要

「特別市」の必要性や、「特別市」の実現による効果などについて、分かりやすくお知らせするため、広く市民の皆様を対象に11月にシンポジウムを開催します。

なお、来年3月にもシンポジウムの開催を予定しています。詳細については、改めてご案内させていただきます。

(1) 日程等

日時：令和6年11月23日（土）14時00分～16時00分（開場13時30分）
会場：港南区民文化センター ひまわりの郷（港南区上大岡西1-6-1）
定員：250人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 座談会	山中 竹春 （横浜市長）
	原 日出子 さん（俳優）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

11月21日（木）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集いたします。（ファクス（663-6561）でも申込み可）



お申し込みはこちら ▶▶

(4) その他

今月の各区の区連会において、ご案内させていただくとともに、配送ルートにより、各单位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付させていただきます。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山口・鈴木
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561
Eメール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の 連携した取組推進に関する共同メッセージ

我が国は、少子高齢化や人口減少、大規模災害など決して避けることができない様々な課題を、一丸となって乗り越えていかなければならない。多くの自治体が消滅する可能性があるとして予測され、また、我が国経済は長きにわたる停滞により国際的地位も低下している状況にあるなど、このままでは、我が国が立ち行かなくなるという大きな危機意識を持っている。

こうした危機的な将来が予想される中、地方自治体が連携・協力して、持続可能な形で住民サービスを提供するとともに、大都市が我が国経済の牽引役を果たし、圏域の活性化と多極分散型社会の構築につながるよう、時代の要請に応じ、将来を見据えた地方自治制度の抜本的改革が必要である。

現行の指定都市制度は、旧特別市制度が府県の反対により廃止されたのち、暫定的な制度として創設されて65年以上が経過している。道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、大都市が果たすべき役割を十分に発揮できる制度となっていない。この間、市町村合併や地方分権の進展により、基礎自治体、とりわけ指定都市の規模・能力は拡大し、道府県との役割分担も変容している。指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有しており、将来の我が国の危機も見据え、今後より一層、地域の実情を踏まえて、柔軟かつ迅速な大都市経営を図っていくことが求められている。

特別市は、効率的かつ機動的な大都市経営を推進するため、市域における全ての事務を一体的に担う新たな大都市自治体の姿であり、市民に大都市制度の新たな選択肢を用意するものである。その効果は特別市の市民のみに留まらず、近隣市町村との連携による持続可能な強い圏域づくりや多極分散型社会の構築など、我が国全体にもプラスの効果をもたらす。また、将来を見据え、地域全体として持続可能な行政サービスを提供する体制を整えることが望まれる中、特別市が自立した大都市経営を行うことにより、道府県は特別市以外の市町村の補完・支援により一層注力することが可能となる。

600万人を超える住民を擁する横浜市、川崎市、相模原市の三市では、地域の実情を踏まえて大都市制度を選択できるようにするため、これまで三市で連携して、特別市の法制化の早期実現に向けた取組を進めている。一方で、神奈川県においては、「住民目線から見て特別市を法制度化することは妥当でない」との見解を示し、住民に選択肢を与える姿勢を示さず、当該制度の法制化すら反対している状況にある。

三市が提案している特別市制度は、我が国の危機感に対する新たな制度改革の提案であり、決して大都市のことだけを考えたものではない。そのことを広く市民、県民の皆様にご理解いただくため、住民目線の分かりやすい発信を進めていく。

特別市制度の創設は、持続可能な未来の実現に資するものであることを我々は強く認識し、県内の指定都市三市はさらに連携を強化し、ここ神奈川から新しい地方自治の形として「特別市」の法制化の早期実現を目指す取組を加速していく。

令和6年9月5日

横浜市長	山中 竹春	横浜市会議長	鈴木 太郎
		横浜市会副議長	福島 直子
川崎市長	福田 紀彦	川崎市議会議長	青木 功雄
		川崎市議会副議長	岩隈 千尋
相模原市長	本村 賢太郎	相模原市議会議長	古内 明
		相模原市議会副議長	大崎 秀治

～「特別市」シンポジウム～

横浜の未来を用意する

特別市の法制化へ

ミライへの 選択肢



参加費無料

定員 **250**名

(事前申込制)

2024年(令和6年)

11/23 土

14:00 ~ 16:00 (開場13:30)

港南区民文化センター ひまわりの郷

京急線、市営地下鉄ブルーライン 上大岡駅下車
ウィング上大岡うえ(4F)



参加申込みはこちら



山中竹春



原日出子さん



辻塚也さん

第1部：基調講演

辻塚也さん (一橋大学教授)

第2部：座談会

山中竹春 × 原日出子さん × 辻塚也さん
横浜市長 俳優 一橋大学教授

主催 **横浜市**

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

問合せ

横浜市政策経営局制度企画課
TEL. 045-671-2952

横浜の未来を用意する 特別市の法制化へ

「特別市」は、横浜市が市内の仕事のすべてを担うことで、神奈川県との間で生じている仕事の重複や非効率な分担をなくす仕組みです。特別市の実現には、まずは法律で制度をつくる必要があります。特別市の法制化は「ミライへの選択肢」をつくることです。



登壇者プロフィール

山中 竹春

横浜市長



1972年生。早稲田大学政治経済学部卒、同大学理工学部数学科卒。博士(理学)。アメリカ国立衛生研究所(National Institutes of Health)研究員、国立がん研究センター部長、横浜市立大学特命副学長・同大学医学部教授などを歴任。世界気候エネルギー首長誓約(GCoM)理事(東アジア地域代表)、経済協力開発機構(OECD)チャンピオン・メイヤー。

原 日出子さん

俳優



1979年、「夕焼けのマイ・ウェイ」で映画に初出演する。1981年、NHKの連続テレビ小説「本日も晴天なり」の主演に抜擢され注目を集める。2001年「パートナー・オブ・ザ・イヤー」、2019年第33回高崎映画祭最優秀主演女優賞を受賞。近作の主な出演作は「余命10年」、「大いなる不在」など。

辻 琢也さん

一橋大学大学院
法学研究科教授



東京大学大学院博士(学術)
専門分野:行政学・地方自治論
主な役職:内閣府「税制調査会」委員、
総務省「国地方係争処理委員会」委員長代理、
横浜市大都市自治研究会座長、
第30次・第31次地方制度調査会委員、
指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」アドバイザー

お申込み方法

申込締切：11月21日(木)

※申込者多数により参加不可の場合は
11月22日(金)までに連絡します。

1 WEBから

申込みフォーム▶



2 FAXから

045-663-6561

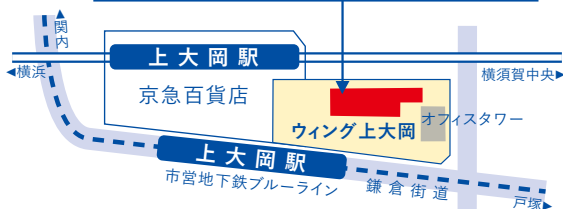
右の「FAX申込用記入欄」にご記入の上ご送信ください。

アクセス

港南区民文化センター ひまわりの郷

(港南区上大岡西1-6-1)

ウイング上大岡うえ4階上広場に出入口があります



FAX申込用記入欄

フリガナ

氏名

電話番号

メールアドレス

年代 19歳以下 20代 30代 40代
 50代 60代 70代 80代以上

居住地 横浜市内()区 神奈川県内 神奈川県外

アンケート ①「特別市」について、知っていますか?

- 名称も内容もよく知っている
- 名称は知っているが、内容は知らない
- 名称も内容も知らない

② 特別市について、質問があれば自由にご記載ください。

希望の方のみ 車いす席 手話通訳 筆記通訳

・シンポジウムに関して、会場へのお問い合わせはご遠慮ください。
・ご来館の際にはできるだけ、電車・バスなど公共交通機関をご利用ください。

※参加証はございません。
※申込にあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

泉区連長会資料
令和6年9月19日
泉区生活衛生課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区生活衛生課長

おまつりでの食中毒予防講習会のご案内について

日頃より、本市の衛生行政にご理解、ご協力をいただき心から感謝申し上げます。

おまつり等の地域行事で提供される食品は、調理の専門家でない人が調理することや屋外で大量に調理することなどの理由から食中毒の発生するリスクが高くなることが懸念されます。

つきましては、安全に食品を提供していただくために「おまつりでの食中毒予防講習会」を開催しますので、御案内いたします。

【問合せ先】

泉区生活衛生課 村上、安達

電話：800-2451

FAX：800-2516

Eメール：iz-eisei@city.yokohama.jp

泉区自治会町内会 向け



おまつりなどイベントでの 食中毒予防講習会を開催します！

地域のおまつり等で食品を提供する際は食中毒予防のため注意が必要です。安全な食品を提供していただくために食中毒予防講習会を開催します。

今回の講習会では、冬場に多いノロウイルス対策や港南区で発生した大規模食中毒の原因である黄色ブドウ球菌についても丁寧に食中毒予防のポイントを御説明します。

日 時	令和6年10月31日（木）午後2時30分～4時 （受付：午後2時～）
場 所	泉区役所4階 4ABC会議室
講 師	生活衛生課職員
申込み	1 申込期間 9月11日（水）～10月25日（金） 2 申込み方法 泉区生活衛生課の下記連絡先あてに（団体名、代表者名、連絡先、参加人数）お申し込みください。（先着80人程度） 電 話 800-2451 F A X 800-2516 Eメール iz-eisei@city.yokohama.jp

※広報よこはま9月号にも受講者募集のお知らせを掲載しています。

※ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

※中止の場合は、いただいた御連絡先あてに連絡いたします。

資料6

泉区連長会資料
令和6年9月19日
泉区民ふれあいまつり実行委員会

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区民ふれあいまつり実行委員会
委員長 馬場 勝己

令和6年度 第13回泉区民ふれあいまつりポスターの掲出について（依頼）

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

泉区では、泉区連合自治会町内会長会を中心に、実行委員会を組織して、より一層の郷土愛を深め、明るく元気のでるまちづくりを推進するために、「第13回泉区民ふれあいまつり」の開催に向け準備を進めています。

つきましては、開催周知用のポスターを貴自治会町内会掲示板に御掲出いただきたく御依頼申し上げます。

御多用中のところ誠に恐縮ですが、よろしく願いいたします。

(泉区民ふれあいまつり実行委員会事務局)

泉区地域振興課 千田、亀井

電話：800-2391

泉区民

第13回

ふれあいまつり

2024年11月3日(日)

10:00 ~ 14:00
(荒天中止)



泉区マスコットキャラクター
「いっずん」



会場 和泉遊水地4池・3池

相鉄いずみ野線「いずみ中央駅」徒歩5分 泉区役所そば

ご来場は、公共交通機関をご利用ください。まつり会場に駐車場はありません。



ステージショー

ダンス、太鼓演奏、
楽器演奏など



模擬店・展示ブース

団体等による出店
各種機関等による
広報・展示



ふれあい広場

子どもの遊び場(工作等)
軽スポーツコーナー
働く車大集合!
など



協賛企業・団体等(敬称略) ※順不同

(有)ティーエス、泉区薬剤師会、(株)横山浩介建築設計事務所、(有)ダイ・ハード、岡田重機(株)、(株)富士紙業、(学)和泉中央学園 認定こども園 泉ヶ丘幼稚園、横浜共立鋼業(株)、(一社)福祉後見ぼーといずみ、(有)八巻機械、小林商工(株)、泉伝統文化保存会、相鉄企業(株)、横浜信用金庫いずみ中央支店、横浜油材(株)、リョーコーホーム(株)、坂本建設(株)、泉区歯科医師会、(株)モリヤ総合設備、河野商事(株)、(株)政清建設、(株)三和興産、横浜市商工会議所戸塚支部、(一社)横浜市泉区医師会、(株)オーモリ、金子産商(株)、(一社)横浜建設業協会、(株)相鉄アーバンクリエイツ、(株)戸塚工業所、横浜泉ロータリークラブ、(株)新中央ツーリスト、泉区シニアクラブ連合会、神奈川美研工業(株)、(医)EIYU Green Dental Clinic 緑園、横浜泉ライオンズクラブ、泉安全運転管理者会、(有)山崎建設、(株)土屋材木店、(株)大神産業、日本赤十字社神奈川支部横浜市地区本部 泉区地区委員会、(公社)戸塚法人会泉連合

イベント内容の詳細や開催の可否については泉区のホームページでご確認ください。

泉区民ふれあいまつり 検索



共催 泉区民ふれあいまつり実行委員会 泉区役所

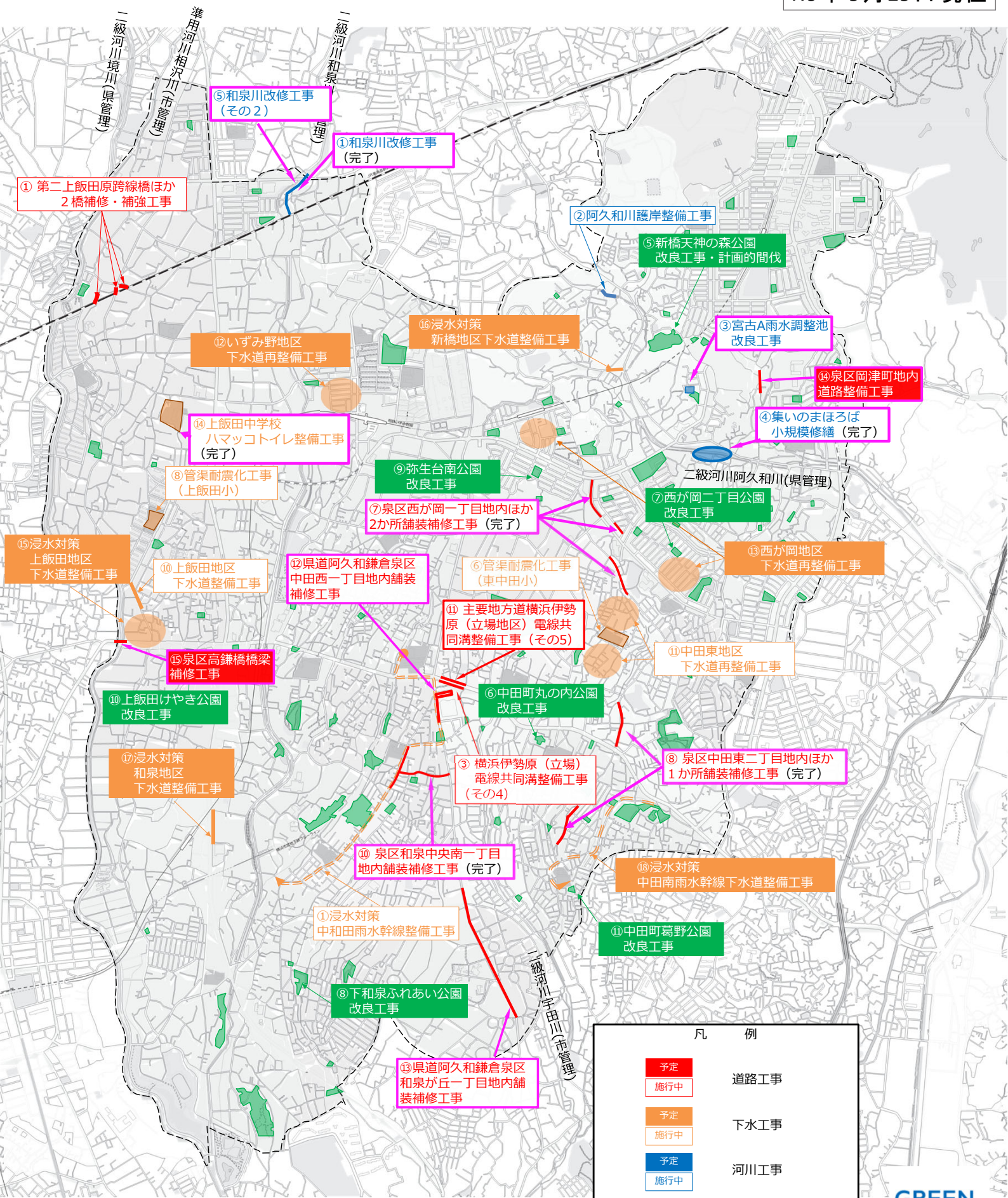
問合せ 実行委員会事務局(泉区地域振興課内) ☎045-800-2391

#住むなら 泉区

令和6年度泉土木事務所管内工事箇所図

資料7

R6年 9月19日現在



■ 主な工事を記載しました。
 (工事が決まり次第、各担当者から町内会長にご報告いたします。)
 ■ 上記に記した工事は予定であり、中止、延期、変更する場合があります。
 ■ 工事の予定箇所についても、大まかな範囲であり着色部分をすべて施工するとは限りません。



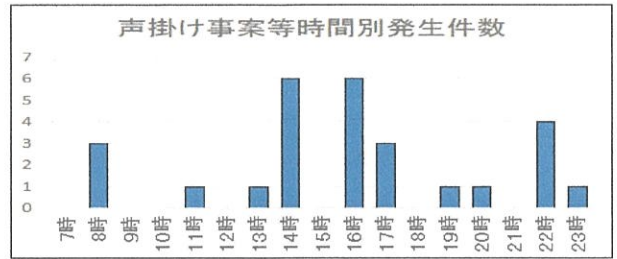


1 犯罪情勢等 8月末現在

(1) 刑法犯認知状況(暫定)

認知件数 381 件(前年同期比+86件)

主な罪種	令和6年	令和5年	増減
自 転 車 盗	43件	44件	-1件
オ ー ト バ イ 盗	20件	11件	+9件
自 動 車 盗	3件	2件	+1件
車 上 ね ら い	9件	10件	-1件
万 引 き	49件	35件	+14件
強 盗	0件	1件	-1件
空 き 巣	12件	12件	±0件



特 徴

- 生徒・児童への声掛け事案が複数発生しています。
- 公然わいせつが増加しています。
- オートバイ盗が増加しています。

お 願 い

- 声掛け事案、わいせつ事案が春先から発生しています。時間的な傾向としては、登下校時の時間帯が多くなっています。
- 発生地域は、和泉中央北・南、中田、領家、和泉町、西が岡、岡津、弥生台、上飯田と広範囲です。

(2) 特殊詐欺

	令和6年	令和5年	増減
発 生 件 数	28件	36件	-8件
被 害 総 額	約5,328万円	約6,345万円	-約1,017万円

特 徴

- 神奈川県内で、警察官を名乗って「あなたの名義の銀行口座が犯罪に使用され、逮捕状が出ています、至急保証金の支払いを」等と騙す手口の詐欺が発生しています。
- SNSを通じて「2人の将来のために」等と騙すロマンス詐欺や、「暗号資産で簡単にお金を稼げる」等と騙す投資詐欺が増加しています。

お 願 い

- 警察官や行政機関がキャッシュカードや通帳を自宅に受け取りに行くことは絶対にありません。このような電話に対しては一度電話を切って、自分から警察署へ掛け直す等の対処をお願いします。
- 会ったこともない人との恋愛や、儲け話等は危険です。メール、インターネット、各種アプリなどで儲け話を勧められてもすぐ入金せずに家族等に相談してください。

2 交通事故の発生状況 8月末現在

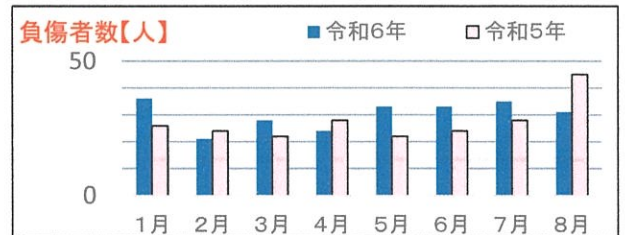
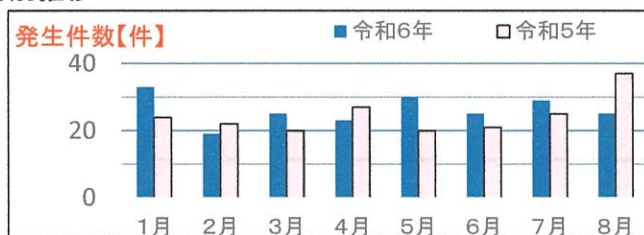
(1) 発生状況(暫定)

	令和6年	令和5年	増減
発 生 件 数	209件	196件	+13件
死 者 数	0人	0人	±0人
負 傷 者 数	242人	219人	+23人

	令和6年	令和5年	増減
高 齢 者	78件	61件	+17件
二 輪 車(オートバイ)	79件	65件	+14件



(2) 月別推移



特 徴

- 高齢者と二輪車の事故が増加しています。
- 事故全体の比率では、
高齢者 37.3%
二輪車 37.8%
(オートバイ)
となっています。

お 願 い

- 9/21日(土)~30(月)秋の全国交通安全運動が行われます。スローガンは「挙げる手を やさしく見守る 横断歩道」です。
- 交通安全教室やトラフィック(交通安全体操)の申し込み受付中です。泉署へお問い合わせください。

知らない人に

キャッシュカードや通帳を渡さない!

3 町名別発生状況(8月末現在)

(1) 認知件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	その他	合計
8月中	1	5	1	2	1	0	1	7	0	1	0	0	1	1	2	1	1	0	3	0	0	0	0	28
前年比	±0	+2	±0	±0	-2	-2	-3	-9	±0	-3	±0	±0	-2	-4	+1	±0	-1	±0	+3	-1	±0	-1	±0	-23
8月末	11	50	15	16	20	9	18	89	0	12	4	3	18	26	21	4	23	4	16	2	0	20	0	381
前年比	-4	+25	+11	-2	+8	+1	+7	+31	±0	-1	±0	+2	+1	-6	±0	+2	+11	-2	+11	-4	-1	+3	+3	+96

* 令和5年5月末分から、和泉町にあっては横浜伊勢原線(長後街道)を基準に和泉町(北部)及び和泉町(南部)に分けて統計を出しています。

(2) 交通事故発生件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	
8月中	1	1	3	2	2	1	1	2	0	0	0	0	1	3	3	1	1	0	1	1	1	0	1
前年比	±0	-2	+1	-1	±0	±0	-2	-3	±0	-3	-1	±0	±0	+3	-2	±0	±0	±0	-1	-2	±0	±0	±0
8月末	10	16	8	19	13	9	2	43	0	3	3	3	7	11	10	7	19	4	5	10	0	7	
前年比	+6	-9	-3	+3	+4	+6	-6	+17	±0	-4	-2	±0	±0	+3	-6	±0	±0	±0	+1	+1	-1	-1	

	環状4号	横浜伊勢原線(長後街道)	阿久和鎌倉線(かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他※	合計
8月中	3	5	0	0	1	16	0	25
前年比	-6	±0	-1	±0	±0	-1	-4	-12
8月末	27	23	12	4	2	137	4	209
前年比	-6	-5	+5	-3	-1	+29	-6	+13



留守番電話大作戦

★防犯対策電話録音機 貸出中★

- ・ 呼び出し音が鳴る前に「防犯のため、通話内容を録音します」などの警告が流れ、通話を録音する「自動録音装置」です。
 - ・ 高齢者向けに無償で貸し出します。
- * 対象 泉区在住の70歳以上の方

お問い合わせ先: 泉警察署生活安全課

資料9

泉区連長会資料
令和6年9月19日
泉消防署

泉区 火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和6年8月31日現在

火災状況		泉区内		
		令和6年	令和5年	増△減
火災件数		20	15	5
火災種別	建物火災	13	11	2
	車両火災	0	3	△ 3
	その他火災	7	1	6
	林野火災	0	0	0
	船舶火災	0	0	0
	航空機火災	0	0	0
損害程度	焼損床面積(m ²)	317	1,242	△ 925
	死者	1	1	0
	負傷者	0	4	△ 4

泉区内 主な火災原因	令和6年	令和5年	増△減
放火(疑い含む)	5	0	5
ストーブ	2	2	0
灯火	1	1	0
火あそび	1	0	1
電気機器	1	3	△ 2
上記以外の火災原因	10	9	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況		泉区内		
		令和6年	令和5年	増△減
救急出場件数		7,005	6,498	507
救急種別	急病	5,004	4,687	317
	交通事故	233	207	26
	一般負傷	1,243	1,169	74
	その他	525	435	90

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	2
緑園地区	0
新橋地区	2
和泉北部地区	3
和泉中央地区	2
下和泉地区	2

連合名	件数
富士見が丘地区	1
上飯田地区	2
上飯田団地地区	4
いちょう団地地区	1
中田地区	1
しらゆり地区	0
その他	0

「横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定」 改定素案の説明会開催等について【情報提供】

1 趣旨

本市では、都市づくりの方針である「横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）※」について、現行プランが令和7年に目標年次を迎えることから、現在、令和7年度の改定を目指して検討を進めています。

このたび、改定素案を作成しましたので、説明会等を実施します。

※：横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）

- ・市町村の都市計画の基本方針
- ・市民や企業等の皆様のまちづくりへの参画を促し、協働でまちづくりを進めるためのツール

2 お願いしたいこと

9月下旬以降、説明会の概要等を掲載したリーフレット（添付資料）について、以下のとおり配布等を行いますので、ご承知おきください。

3 リーフレットの主な内容

- ・改定素案の概要について . . . P2～5
- ・改定素案の閲覧・パブリックコメント等について . . . P6
- ・改定素案の説明会（会場、日程等）について . . . P7

4 リーフレットの配布等について（予定）

- ①市庁舎 29階（都市整備局企画課）、市庁舎 3階（市民情報センター）
各区役所（区政推進課）、横浜市ホームページ掲載 . . . 9月下旬より配架・掲載
- ②PRボックス . . . 9月下旬より順次配架

【担当】都市整備局企画課 石川、東
【連絡先】671-3749

案

横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）

素案説明会・パブリックコメント実施のお知らせ





「横浜市都市計画マスタープラン」とは？

2040年の横浜の姿

を描く、
都市計画に関する基本的な方針

改定のポイント

将来の都市像

1 横浜が率先して脱炭素社会を実現する

脱炭素への意識や行動を横浜から変えていく。
2050年の脱炭素化に向けて、都市づくり全般において脱炭素社会の実現に資する取組をより一層推進します。

2 各地域の魅力高め、子育てしたいまちを実現する

緑豊かな住宅地、横浜らしさを象徴する水際線、活気あふれる商店街、地域の歴史を伝える古民家。18区の個性が集まる横浜の魅力さをさらに高め、広く発信していく。横浜の多様な魅力をさらに高めることで子育て世代をはじめ、あらゆる世代が成長と豊かさを感じられるまちづくりに取り組みます。

都市づくりのテーマと方針

3 身近でわかりやすい5つのテーマで構成

市民や企業の皆様が2040年の横浜のありたい姿を自分事としてイメージしていく。協働で都市づくりを進めていくツールとするため、市民生活や企業活動に身近でわかりやすい【経済・暮らし・にぎわい・環境・安全安心】という、5つのテーマで新たに構成します。

実現に向けて

4 適切な規制緩和などにより投資を積極的に呼び込む

時代や社会のニーズを捉え、都市をアップデートし続けていく。持続的な成長を促していくため、適切な規制緩和などにより都市づくりの投資を積極的に呼び込みます。

5 公共空間の柔軟な利活用によりまちを使いこなす

市民や企業の皆様がまちを使いこなす、新たな価値を生み出していく。
市民や企業の皆様の優れた取組やアイデアを実現するため、公共空間などを柔軟に利活用していきます。

都市づくりの基本理念

未来をひらく 次世代に誇れる都市づくり

幸福な市民生活の実現、企業活動による持続的な経済成長を、
豊かな自然環境と共生しながら支えていく都市

都市構造図



1 経済

1 産業の拠点づくりとブランド強化

- 都心部での地域特性を生かした業務機能の強化 ● 国際競争力の強化に向けた産業機能の強化
- 産業エリアのまちづくりと連動したブランディング
- 今後重要性の高まる分野を見据えた産業育成

2 革新(イノベーション)と創造(クリエイション)の創出

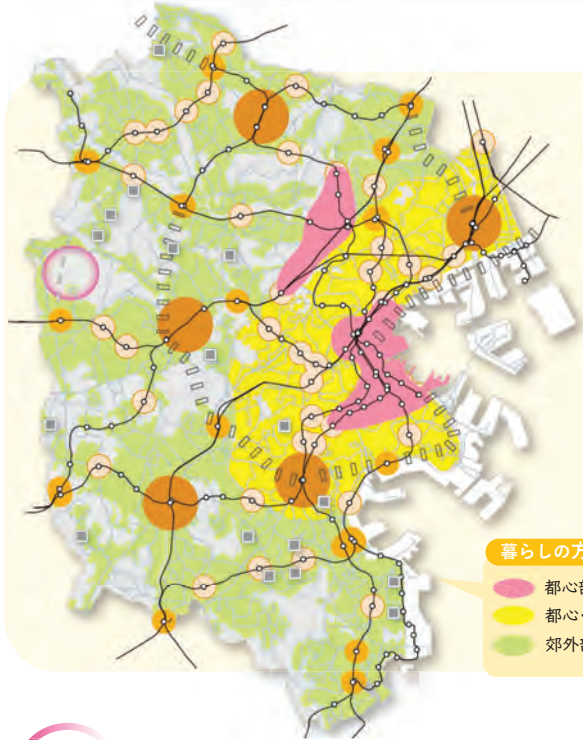
- 脱炭素等の社会課題の解決や先端技術の研究開発の促進
- 更なる企業集積と合わせたオープンイノベーションの場と機会の創出
- 創造や出会いの場となる環境整備
- 地域経済の循環を促す身近な働く場の創出
- キャンパスや周辺地域の特性を踏まえた、大学とまちとの連携強化
- 大学等の再投資や機能強化の推進

3 ネットワークの強化と戦略的な土地利用

- 着実な基盤の整備・保全によるネットワーク形成・強化・維持
- 道路や鉄道などの立地ポテンシャルを生かした戦略的な土地利用

経済の方針図

- 都心部
- 臨海部
- 内陸工業集積地域
- 郊外部の活性化拠点
- 主要駅
- 大学
- 鉄道
- 高速道路
- 幹線道路



2 暮らし

1 多様な暮らしかた・働きかたの実現

- 多様な機能の充実 ● 適正な高度利用や用途の誘導などによる、
- 新たな図書館像の実現 ● 地域特性に応じた住環境の整備

2 みんなが活躍できる場と機会の創出

- 暮らしに身近なオープンスペースの柔軟な利活用
- 質の高いリノベーションやコンバージョンの誘導
- 地域活力の再生につながる総合的な空家等対策の推進
- 郊外大規模団地や郊外住宅地の再生 ● 地域活動の拠点づくりの推進

3 きめ細かな移動手段の導入等によるアクセス向上

- 持続可能な地域交通の実現 ● 多様な移動手段に対応した通行環境整備
- 地域情報等へのアクセス環境の充実

暮らしの方針図

- 都心部
- 都心・臨海周辺部
- 郊外部
- 地域拠点
- 交通結節機能の高い拠点駅
- 利便性の高い鉄道駅
- 郊外部の活性化拠点
- 郊外大規模団地
- バス
- 鉄道(供用中)
- 鉄道(構想中)

3 にぎわい

1 国内外の来街者を惹きつける、にぎわい拠点の形成

- 横浜都心及び新横浜都心での商業・文化・娯楽・観光機能の更なる集積
- 土地利用転換等を契機とした拠点の形成
- 国際都市として多くの人を惹きつける、多様なコンテンツと連携した更なるにぎわいの場づくり

2 市民の愛着を育む、地域のにぎわいづくり

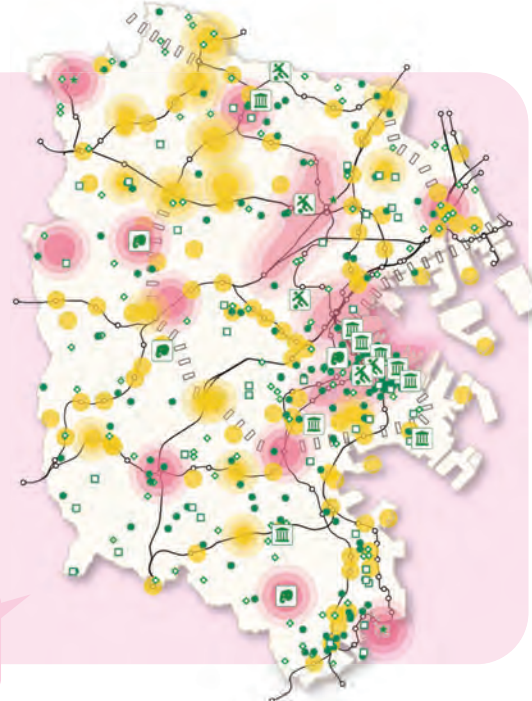
- 地域ごとの資産・個性を生かしたにぎわいの創出や地域活力の向上
- 既存ストックを利用した地域の交流・にぎわいの場づくり
- 文化芸術による都市空間の創造的な活用

3 ワクワクが途切れない、快適な滞在空間・移動環境づくり

- 地域住民や来街者一人ひとりのニーズに対応する更なる回遊性・移動環境の向上
- 公共空間の積極的な利活用 ● 夜も朝も楽しめる環境づくり
- 地域のブランド形成による交流人口や関係人口の拡大

にぎわいの方針図

- にぎわいの核
- 地域らしい広がりを持ったにぎわい
- 地域固有のにぎわい
- 動物園
- 代表的な公園
- 集客施設
- 大規模スポーツ施設
- 美術館・博物館
- 歴史的な建造物等
- ヨコハマ市民まち普請事業

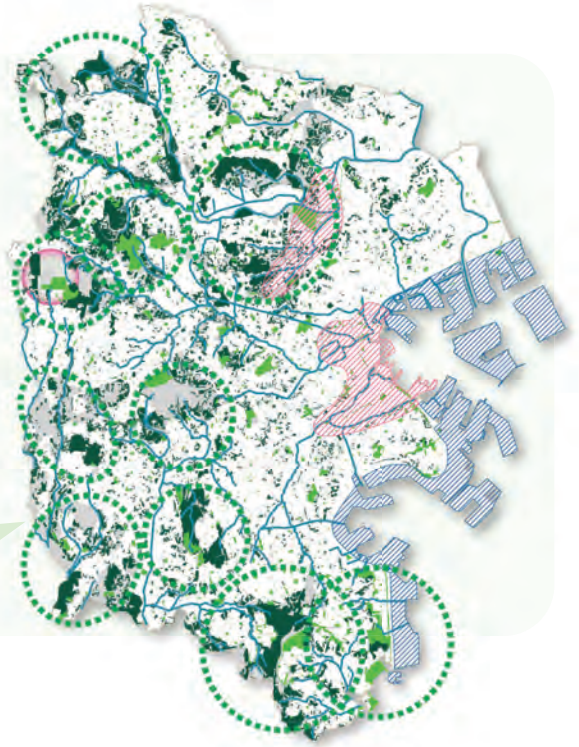


4 環境

- 1 自然を身近に実感できるまちづくり
 - 海や河川、公園等、水・緑を身近に感じ、地域を活性化するための新たな交流や潤いが生まれるまちづくりの推進
 - 潤いや安らぎを身近に感じられる都市景観の形成
- 2 水・緑の魅力を高めるまちづくり
 - 地域の魅力が生きて多様な豊かな自然的環境や景観の保全・創出
 - 多様な生き物が生育・生息できる環境の形成
 - 都市と農・緑が共生するまちづくりの推進
- 3 持続可能な未来と豊かな生活につながる、気候変動への対応
 - 日本をリードする脱炭素化に向けた、建築・まちづくりの推進
 - 環境負荷の低減につながる交通インフラ等の形成
 - 気候変動への適応策の推進
 - 循環型の都市環境の構築
 - 環境課題や社会課題の解決に向けた取組の推進

環境の方針図

- 緑の10大拠点
- 樹林地・農地・緑等
- 都市公園
- 郊外部の活性化拠点
- 都心部
- 臨海部
- 河川



5 安全安心

- 1 まちの特性に応じた災害への備え
 - 地域の個性や立地条件を踏まえた地震や火災への対策
 - 気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害への対策
 - 都市における多様な災害への対策
 - 災害リスクの低減に向けた土地利用の誘導と安全な市街地の形成
- 2 災害時の都市機能の確保と円滑な復興
 - インフラの強靭化や広域的な防災拠点の整備
 - 安全な避難先や避難路の確保
 - 円滑な復興まちづくりにつながる市民の意識醸成やまちづくり活動の推進
- 3 日常から「もしも」に備えるまちづくり
 - 自助・共助の体制強化
 - 日常の取組が災害時にも生きるフェーズフリーなまちづくり

安全安心の方針図

- 土砂災害により、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域
- 地震火災の広がるおそれの高い区域
- 臨海部
- 緊急輸送路(1次)
- 緊急輸送路(2次)
- 主要駅
- 都市機能が集中している区域
- 広域防災拠点
- 主な広域応援活動拠点

実現に向けて

- 目指すべき都市像の実現にあたり、次の手法や視点を重視しながら、都市づくりを推進していきます。

1



多様な主体との連携

2



デジタル技術の活用

3



都市のデザイン

4

土地利用制度の戦略的な活用

土地利用に関する規制を緩和・見直すことで、民間企業の技術力や経営能力、資金力を最大限に生かせる環境を創り出します。

戦略的な活用のイメージ (参考)

- 業務・商業機能の集積に向けた高度利用の誘導
- 研究開発環境の整備につながる用途規制の見直し
- 郊外部等の主要駅周辺への居住誘導
- 脱炭素のまちづくりに向けた土地利用誘導
- 都心機能強化につながる居住機能の立地誘導
- 大学の機能強化に向けた土地利用誘導
- 都市機能と農業機能を強化する土地利用誘導等



改定素案の「パブリックコメントの実施等」について



令和5年 横浜市都市計画審議会より「改定の基本的考え方」についての答申を受領

今回お知らせする内容

令和6年 都市計画マスタープラン改定素案
10月1日～31日 閲覧・パブリックコメント 実施 (p6)



令和6年 都市計画マスタープラン改定素案
10月14日～21日 説明会開催 (p7)



パブリックコメントでいただいたご意見の内容
及びそれに対する本市の考え方の公表 (12月頃公表予定)

案の閲覧及び意見書の受付

横浜市都市計画審議会、都市計画マスタープランの公表 (※令和7年度公表予定)



素案の説明動画・素案の閲覧方法



都市計画マスタープラン改定素案の

説明動画を配信します。

● 説明動画はこちらから (※説明会と同様の内容です)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kan-kyo/toshiseibi/sogotyousei/plan/kaiteikentou.html#douga>



○ 素案の閲覧はこちらから

オンライン

次のURL、二次元コードからご確認くださいませ。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kan-kyo/toshiseibi/sogotyousei/plan/kaiteikentou.html#soan>



紙面での閲覧場所

横浜市庁舎	① 3階 (市民情報センター) ② 29階 (都市整備局企画課)
各区役所	広報相談係
素案説明会会場	※素案説明会開催時のみご確認ください。 場所・時間は次ページ「素案説明会会場」をご確認ください。

素案に対する意見の提出方法

提出期間

令和6年10月1日 (火) から令和6年10月31日 (木) まで

● オンライン【推奨】 (横浜市電子申請・届出システム)

次のURL、二次元コードからオンライン入力フォーム (横浜市電子申請・届出システム) へアクセスいただき、ご提出ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a50bfe11-fe59-4c45-8854-dcdaf26d3684/start>



○ その他の提出方法

電子メール	tb-toshimas@city.yokohama.jp
郵便	次ページのはがきを切り取ってお送りください。切手は不要です。(当日消印有効)
FAX	045-664-4539

意見提出の注意事項

- ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭でのご意見はお受けできません。
- いただいたご意見は、個人情報を除き、本市の考え方と合わせて後日公表します。個別の回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本パブリックコメントに関する業務にのみ利用します。

説明会の開催について



会場・開催日時

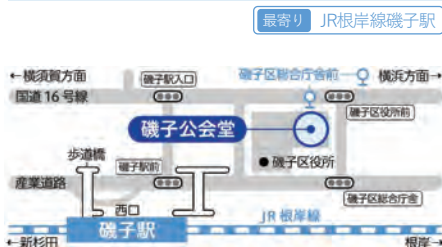
旭公会堂 旭区鶴ヶ峰1-4-12

令和6年10月14日(月・祝) 14時開始



磯子公会堂 磯子区磯子3-5-1

令和6年10月15日(火) 19時開始



手話通訳について

- 各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイムで文字表示しますが、手話通訳をご希望の方は各説明会開催日の2週間前までに横浜市電子申請・届出システムから申請、メール、若しくはFAXでのご連絡をお願いします。

オンライン

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/57931e74-d8d2-4472-bc95-239765977c6f/start>



メール tb-toshimas@city.yokohama.jp

FAX 045-664-4539

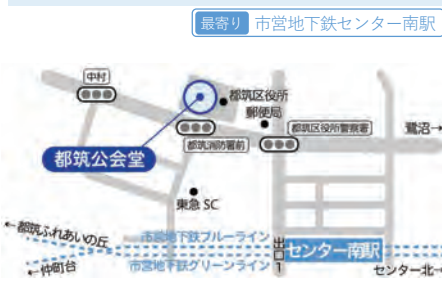
開港記念会館 中区本町1-6

令和6年10月16日(水) 19時開始



都筑公会堂 都筑区茅ヶ崎中央32-1

令和6年10月17日(木) 19時開始



※各会場駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※開場時間は開始時刻の30分前です。ご予約は不要ですので、直接会場へお越しください。

オープンハウス形式

横浜市庁舎 1階市民協働スペース

中区本町6-50-10

令和6年10月21日(月) 14時~19時



オープンハウス形式とは、

説明パネル等の展示と併せ、担当者が皆様の質問に対して説明をさせていただく形式です。

開催時間内のご都合の良い時間にいつでもお越しください。



ご意見のある項目に☑を入れ、下にご記入ください。
(複数選択可) ※項目がわからない場合は、ご意見のみご記入ください。

はじめに

はじめに

第1章 将来の都市像

- 目指す都市の姿 都市づくりの基本理念
- これまでの都市づくりのあゆみ 都市構造

第2章 都市づくりのテーマと方針

- 経済 暮らし にぎわい
- 環境 安全安心

第3章 実現に向けて

- 多様な主体との連携 デジタル技術の活用
- 都市のデザイン 土地利用制度の戦略的な活用

こちらにご意見をご記入ください。



郵便はがき

231-8790

005

(受取人)

横浜市中区本町6-50-10
市庁舎29階
横浜市都市整備局企画課
パブリックコメント担当 行



● 回答されるあなたの情報を教えてください。

住所

- 横浜市(区) 市外
 ※ 市内に在学・在勤の方は下に☑を入れてください。
 在学 在勤

年代

- 10代以下 20代 30代 40代
 50代 60代 70代以上

令和6年9月
都市整備局企画課

TEL : 045-671-3749
FAX : 045-664-4539

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
横浜市

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請について【情報提供】

1 趣旨

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、申請期限が10月31日（木）となっています。2回目の申請も可能ですので、補助金の活用について、引き続きご検討をお願いいたします。

なお、すでに補助金を活用して設備導入した自治会で、「脱炭素」の取組の大切さや断熱窓のメリット等を紹介する「脱炭素普及セミナー」を実施しました。別紙共有資料を作成しましたので、導入検討の参考にご覧ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 参考

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助します。

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円



←市 WEB
補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



※設備の契約・購入は、補助申請後に交付決定を受けてから行ってください。

※複数回、申請可能ですが、2回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後に受付しています。

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

【お問合せ・申請窓口】（事務委託先）

横浜市住宅供給公社街づくり事業課

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

いいね！断熱窓

青葉区 中市ヶ尾自治会館では、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金を活用し、断熱窓(内窓)、照明のLED化を実施。班長会で集まった班長さんに、「脱炭素」の取組の大切さ、断熱窓のメリットなどを紹介しました。

実際に窓を触ると、内側と外側で熱さが違います。ご協力いただいた西川会長も、「とても快適になった」とのことでした！



↑ 8月4日脱炭素普及セミナーの様子

8月4日 青葉区 中市ヶ尾自治会館 脱炭素普及セミナー を開催

自治会町内会館脱炭素化推進事業



↑ 導入した断熱窓
(既存の窓に内窓を設置)

家でもできる「脱炭素」ってなんだろう？

自治会町内会館で断熱窓などの効果を実感したら、ご自宅でも、導入するのはいかがでしょうか。環境省の補助制度も活用できます。

一定の省エネ基準を満たすエアコン、冷蔵庫、LED照明器具を購入・設置・申請すると、「エコハマ第2弾」でポイント還元が受けられます！

※本体購入価格(税抜)の20%(1台あたり上限3万円)分
※エコハマ第2弾は、会館への設備導入は対象外

その他にも、省エネ家電を選ぶ際に、環境省 Web サイト「しんきゅうさん」で、省エネ効果や、電気料金などが、比較ができます。すぐにできるアクションを見る→
すぐにできるアクションで、電気代もおトクに。(横浜市脱炭素ポータルサイト)



↑ 環境省 Web サイト
「しんきゅうさん」 →



まだ間に合う！会館での省エネ設備の補助申請

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限：10/31(木) まで

【問合せ先】横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 045-451-7740(平日 9:00~17:00)

(事業実施主体:市民局地域活動推進課)